

仕 様 書

1 目 的

標記選挙の意義と主権者としての責任を自覚して、積極的に投票に参加するよう呼びかけるとともに、期日前投票制度の周知などを図るものとする。

2 契約の内容

(1) テーマ

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票日、投票時間、期日前投票制度及びインターネットによる選挙運動の周知並びに投票総参加及びきれいな選挙の呼びかけを行う。

特に、投票率が低い都市部（宮崎市・都城市・延岡市）や、平成28年から新たに有権者となった18、19歳の未成年を含む若者世代を対象に、重点的に投票行動を促す効果的な啓発を行うため、テレビやインターネットなど効果的な媒体の活用や、街頭啓発などメディアに取り上げられやすい取組により、選挙が持つ意義や重要性、選挙の結果が自身の生活にも大きく影響するということが認識できるような啓発を行う。

その他、全体を通して「投票に伴う新型コロナウイルス感染の懸念」を和らげるような視点も加味するものとする。

(2) 内 容

① 標語（キャッチコピー、デザイン）の作成

- ・ ポスターやチラシ等で使用するキャッチフレーズを作成する。
- ・ 選挙が持つ意味や重要性、その結果が自分の生活にも大きく影響することを訴え、県民が「投票に行かなければ」という意識を持つようなものとする。

② テレビ及びラジオスポットの作成・放送

- ・ テレビについては15秒のスポット放送120本程度、ラジオについては20秒のスポット放送80本程度を目安とするが、具体的な時間・本数については提案による。なお、放送時間帯及び回数は、県民に効果的に周知できるように配慮すること。
 - ・ 放送期間 公示日から投票日まで
 - ・ 放送内容 選挙期間用、投票日前日用、投票日当日用の3種類
- ※ テレビスポットの動画データについては、CD・DVD等の媒体で納品すること。

- ③ その他のメディア広告
- ・ テレビ、ラジオ、街頭ビジョン、インターネットのバナー広告、雑誌、フリーペーパー等のメディアを使った啓発を行う。
- ④ 啓発用資材の作成、配布
- ・ ポスター、チラシのデザイン及び作成を行う。
 - ポスター（A2判）： 1, 500枚
 - チラシ（A4判両面）： 25, 000枚
 - ※ ポスターは市町村に1, 000枚、市町村以外に500枚配布を目安とし、チラシは市町村に20, 000枚、市町村以外に5, 000枚配布を目安とする。
 - ※ ポスターは投票時間を記載したものと、記載しないものの2種類を作成することとし、内訳は別途協議する。
 - ※ チラシは、投票時間を記載しないこと。
 - ※ チラシは、表裏のデザインを作成すること（ただし、裏面は県選挙管理委員会作成の案文を基にレイアウトを行うこと。）。
 - ・ 街頭啓発及び各市町村選挙管理委員会配布用の啓発資材を作成する（啓発資材の種類については各社からの提案を踏まえ別途協議）。
 - 2種類以上 × 10, 000個以上
 - ※ 新型コロナウイルス感染症対策を加味した啓発資材としてもよい。
 - ※ 上記個数は、県及び市町村役場において行う啓発事業に最低限必要な数であり、提案内容によりその他施設に配布する場合は増加して良い。
 - ※ 啓発資材は、県選挙管理委員会の指示により配布すること。
 - ※ 投票時間は記載しないこと。
- ⑤ 学校（高等学校、専門学校、大学）、各種団体及び施設等への啓発
- ・ 若者の利用が多い店舗や施設を中心にポスターやチラシの配布、学校・施設内放送の依頼等を行う。
 - ・ 啓発対象の種類・数については各社からの提案による。
- ⑥ 学生選挙サポーターを活用した啓発
- ・ 若者の投票率向上のため、同世代の学生選挙サポーターを活用した効果的な啓発を行う。
- ⑦ 広報テープの作成（原稿案を含む。）
- ・ 選挙期間用、投票日前日用、投票日当日用の3種類のテープを広報テープ原稿（案）に基づいて作成すること。

マスターテープ 6本（上記3種類×2（CD、テープ各1本））
ダビングテープ 78本（上記3種類×26）
予備 6本（上記3種類×2（CD、テープ各1本））
納品媒体はテープ又はCDとし、内訳は別途協議する。
MP3等にて電子データを作成する。

⑧ 懸垂幕のデザイン（カラー）及び作成

- ・ 県の各庁舎用
サイズ（縦×横） 12.00m×0.90m、 11.00m×0.90m、 10.00m×0.90m、
9.00m×0.90m、 7.50m×1.00m、 7.00m×0.90m、
9.65m×0.85m、 10.00m×1.00m、 6.00m×0.85m、
6.20m×0.80m、 6.50m×0.50m、
※ 懸垂幕の左右部にロープを通し、補強のため左右部2m毎にハトメを入れる（別紙1参照）。
※ 上下に6m程度のロープ及び添え木、左右のハトメにヒモを付ける（別紙1参照）。
※ それぞれ、別紙2の宛先に納品し、掲出期間終了後に回収及び廃棄を行う。
- ・ 宮崎山形屋用
サイズ（縦×横） 11.30m×1.40m
※ 電子データで納品。
※ 電子データの形式はai形式(Adobe Illustratorのファイル形式)で、バージョンはCS6(v16.0)以下とし、納品は県選挙管理委員会が別途指示する時期までとする。

⑨ 選挙公報啓発事項の版下作成

- ・ 選挙公報の余白スペースに掲載する選挙啓発の素材を6種類作成する。
- ・ サイズ H235mm×W190mm、H235mm×W380mm、H115mm×W375mm、
H230mm×W375mm、H345mm×W375mm、H500mm×W380mm
- ・ 白黒原稿用の素材であること。
- ・ 作成した素材のEPSデータをCD等に記録し、選挙公報印刷を受注した業者に提供する。
- ・ 作成した素材については、県選挙管理委員会の指示により、選挙公報印刷を受注した業者との間で協議を行い、必要に応じてサイズの調整、加工等を行うこと。
※ 円滑な素材の作成及び受け渡しのため、県選挙管理委員会において選挙公報印刷を受注した業者との協議の場を設定する。

⑩ インターネットを活用した啓発企画

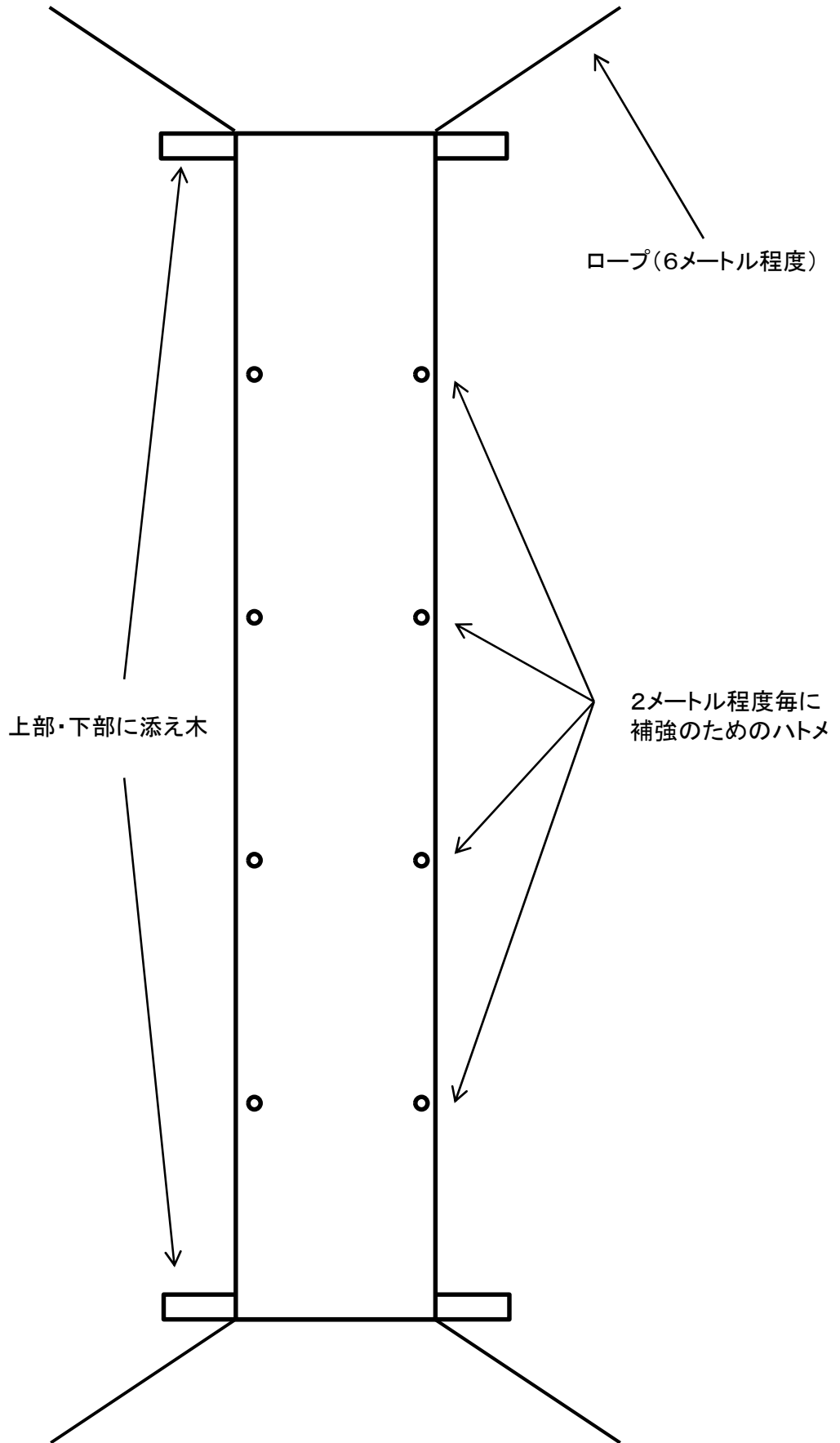
- ・ SNS、YouTube 等を活用し、18歳、19歳の未成年を含む若者を中心とする有権者に対し投票行動を促すような啓発を行う。
- ・ SNS用の素材を作成する。活用するSNSについては、各社の提案を踏まえ、別途協議する。

⑪ 新たな啓発活動の企画及び実施

- ・ 上記のほか、投票率の向上につながる新規性・話題性のある取組を1つ以上企画し、実施する。

3 留意事項

- ・ 情報誌等の広告案やその他啓発企画について、(公財) 明るい選挙推進協会のキャラクター「選挙のめいすいくん」、宮崎県のご当地キャラクター「神楽めいすいくん」を使用してもよい(別紙3参照)。
※ 「みやざき犬」などのキャラクターを使用することについて妨げるものではない。
- ・ 作成する広告案の全部又は一部に、各社が従来から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合、県は、広告案を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。
- ・ 作成したテレビスポットCM、ポスター、チラシについては、県のホームページ等で二次利用する予定であるため、出演者の肖像権の承諾を得ること。
- ・ 特定の党や人物を連想させる言葉は使用しないこと。



懸垂幕納品先一覧

庁舎名	所在地（納品先）	規格（m）	
		縦	横
宮崎県庁	宮崎県選挙管理委員会（本館1階市町村課内） 宮崎市橋通東2丁目10-1	12.00	0.90
宮崎県日南総合庁舎	日南県税・総務事務所（総務商工センター） 日南市戸高1-12-1	11.00	0.90
宮崎県都城総合庁舎	都城県税・総務事務所（総務商工センター） 都城市北原町24-21	10.00	0.90
宮崎県小林総合庁舎	小林県税・総務事務所（総務事務センター） 小林市大字細野367-2	9.00	0.90
宮崎県高鍋総合庁舎	高鍋県税・総務事務所（総務事務センター） 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1	7.50	1.00
宮崎県日向総合庁舎	日向県税・総務事務所（総務事務センター） 日向市中町2-14	7.00	0.90
宮崎県延岡総合庁舎	延岡県税・総務事務所（総務商工センター） 延岡市愛宕町2-15	9.65	0.85
西臼杵支庁	（総務課） 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	10.00	1.00
宮崎県串間土木事務所庁舎	（総務課） 串間市大字西方8970	6.00	0.85
宮崎県高岡土木事務所庁舎	（総務課） 宮崎市高岡町内山3100	6.20	0.80
宮崎県西都土木事務所庁舎	（総務課） 西都市大字三宅字下鶴9451	6.50	0.50

◇ (公財) 明るい選挙推進協議会キャラクター

「選挙のめいすいくん」



(明るい選挙推進協会 HP <http://www.akaruisenkyo.or.jp/>)

◇ 宮崎県オリジナル明るい選挙啓発キャラクター

「神楽めいすいくん」



神楽めいすいくん